

家庭ごみの正しい分け方と出し方

●ごみは朝6時から8時30分までの間に申し出ましょう。

●ごみ分別に関するお問合せは、
宇和島市役所 津島支所 ☎49-7058

ごみ袋	家庭ごみの例 (一度に出せるのは3袋まで)	
燃えるごみ 宇和島市指定 大40円/枚 中30円/枚 小20円/枚 特小10円/枚	プラスチック類 生ごみ 落ち葉・木くず (2袋程度) 衣類・布類・皮革類	
燃えないごみ 宇和島市指定 大40円/枚 小20円/枚	陶磁器類 ガラス類 家電類 (家電リサイクル対象機器は除く) その他 (かさ・電球など)	
びん・缶 宇和島市指定 大40円/枚 小20円/枚	空きびん類 キャップをはずし中をすすいでください 空き缶類 びんと缶は混ぜて同じ袋で出してください。	
ペットボトル 宇和島市指定 大40円/枚 小20円/枚	ペットボトルマーク 出せるものはこのマークが付いたものに限りです。 PET	回収できるペットボトル ◎飲料用・調味料用のみです。(汚れのひどい物は燃えるごみで出してください。) ◎はずしたキャップとラベルは燃えるごみで出してください。 ◎荒天の場合はなるべく出さないようにしてください。

収集日は裏面の「ごみ出しカレンダー」で確認してください。

出し方の注意点	
燃えるごみ	・ごみ袋は片手で持てる重さで出す。 ・紙おむつは汚物を取り除き、丸めて出す。 ・生ごみ処理機等を利用してごみの減量化を。 ・白色トレーはスーパー等の店頭回収の利用も可能。 ・ふとん、しきもの等は50cm以下に切断する。
燃えないごみ	・ごみ袋は片手で持てる重さで出す。 ・レジ袋などでの2重袋は禁止。(2重袋にすると中が見えず、収集作業が危険なため) ・ガラス、刃物などの危険物は、紙か布に包んで「キケン」と表示する。
びん・缶	●びん …キャップをはずして中を軽くすすぐ。 ・プラスチックのキャップは「燃えるごみ」、金属製のキャップは「燃えないごみ」へ。 ・割れたびんは紙か布に包んで「キケン」と表示。 ●缶 …中を軽くすすぐ。 ・スプレー缶・カセットボンベは使い切り、風通しのよい所で必ず穴をあける。 ・さびた缶も「びん・缶」で出す。
ペット	・キャップとラベルは必ずはずす。(キャップとラベルは燃えるごみへ) ・ペットボトルの中を軽くすすぐ。

出し方の注意点(種類別)	
●廃食用油	○ペットボトル等の容器(紙製不可)に入れ、ふたをして出す。 植物性油のみ。事業系は対象外。
●蛍光管・水銀入り体温計・温度計	○蛍光管は割れないように、体温計・温度計はビニール袋等に入れて、一緒の回収容器に入れる。
●乾電池(マンガン・アルカリ・ボタン・二次電池)	○電池入れがあるところに、電池だけ入れる。 ○小型充電式乾電池は、市役所・支所の回収ボックスに入れる。
●牛乳パック	○水洗いをして、はさみ等で切り開き、乾燥させて出す。 中がアルミ箔は対象外。
●古紙類	○種類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ)ごとにひとりで十文字にしはって出す。

※詳しくは市ホームページ「家庭ごみの分類と出し方」頁内、「ごみの便利帳」をご参照ください。
詳細はこちらから▶

出し方の注意点	
災害時のごみの出し方	災害時は、被災状況に応じて、住民用仮置き場を開設します。開設場所や分別区分、搬入時間等は、市で決定してお知らせします。 ●ごみは種類ごとに分別する。(分別されていないごみは再分別を行う必要があり、災害復旧の遅れにつながるため) ●急いで捨てる必要のないごみは、収集体制が復旧するまで、できるだけ自宅で保管する。 ●便乗ごみ(災害と関係なく発生したごみ)の排出、不法投棄、野焼きは絶対にしない。 ●生活ごみは、災害ごみとは区別して排出する。(災害で発生した生ごみは、悪臭や害虫の発生を防止するため、生活ごみとして排出する。)
平常時の備え	・不要なごみの処分 ……日ごろから小まめに処分する。 ・家具などの破損防止 ……家具は固定するなど、災害時の破損等を防止する。

事業系ごみ	
会社や飲食店などの事業所から出るごみ(事業活動に伴って生じる一般廃棄物)	自ら広域事務組合環境センターへ持ち込むことができない場合は、右記「宇和島市一般廃棄物収集運搬業者」へ依頼してください。
粗大ごみ (家具、ふとん、自転車等)	
多量ごみ 3袋を超えるごみ(ごみ集積場所には1回3袋まで)	

各自で依頼 有料

宇和島市一般廃棄物収集運搬業許可業者	
燃えるごみ・燃えないごみ	自ら広域事務組合環境センターへ持ち込むことができない場合は、右記「宇和島市一般廃棄物収集運搬業者」へ依頼してください。
燃えるごみ	自ら広域事務組合環境センターへ持ち込むことができない場合は、右記「宇和島市一般廃棄物収集運搬業者」へ依頼してください。
燃えないごみ	自ら広域事務組合環境センターへ持ち込むことができない場合は、右記「宇和島市一般廃棄物収集運搬業者」へ依頼してください。

環境センターで処理できないもの	
以下のは購入店、販売店に引きとってもらるか、専門の処理業者へ依頼してください。【有料】	
有害性のあるもの(農薬、毒物、劇物など) ・危険性のあるもの ・引火性のあるもの ・著しく悪臭を発生するもの ・液状のもの ・幅1m×高さ80cm×長さ2.5m以上のもの ・直径10cm以上、長さ1m以上の木等	詳しくは「ごみの便利帳」参照